1-33-01

照

世子尚豊の、 (一六二九、一、二九) 皇帝即位の慶賀のため王舅毛泰時等を遣わす執

琉球国中山王世子尚 (豊)、 登極を慶賀する事の為にす。

両六銭正・細嫩土蕉布一百匹・漂白細嫩土苧布一百匹・泥金彩画 把・金缶一対共に重さ六十六両六銭八分・銀缶一対共に重さ五十 光金鞘金起沙魚皮紋靶腰刀二把・全光銀鞘銀起沙魚皮紋靶腰刀二 遣わし、 今、 特に王舅・長史・使者・都通事等の官の毛泰時・蔡錦等を 咨を齎し表を捧ぜしむ。 船隻に坐駕し、任土の方物の全

帷屛一 胡椒二百斤・蘇木一千斤を装載し、 一 対 満面泥金扇五十把・満面泥銀扇五十把・紅花一百斤・ 皇帝陛下に進奉す。復た、 金

粉匣一対共に重さ七両四銭六分・銀粉匣一対共に重さ七両二銭

匹・細嫩土蕉布二十匹有り、 分・満面泥金扇二十把・満面泥銀扇二十把・細嫩漂白土苧布二十 中宮殿下に進奉す。 差去する員役は、

字第十八号半印勘合執照を給し、 別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。仁 して前去せしむ。 如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍 存留通事林有材等に付し、 収執

計開 赴京の し

むる母れ。

須らく執照に至るべき者なり。

の験実に遇わば、

即便に放行し、

留難し遅悞して便ならざるを得

王舅一 員 毛泰時 人伴十三名

> 長史一員 蔡錦 人伴八名

使者一 員 毛鳳威 人伴五名

都通事一員 金応元 人伴四名

存留在船使者 三員 盛世佐 袁際昌 人伴四名

存留在船通事一 員 林有材 人伴二名

管船火長・直庫二名 王和 禅治

梢水

右の執照は存留通事林有材等に付し、 此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

崇禎二年 (一六二九) 正月二十九日給す

執照

注*対応する符文[二六-1]]と方物の品名表記や人員に異同がある。

1-33-02

世子尚豊の、 ため都通事鄭子廉等を遣わす執照(一六二九、三、一〇) 詔書をもたらした指揮閔邦基の帰朝を護送する

琉球国中山王世子尚 (豊)、 開読の事の為にす。

ざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。 地の為に特に都通事鄭子廉を遣わし、慣海の水梢一十名を帯領し はの為に特に都通事鄭子廉を遣わし、慣海の水梢一十名を帯領し がる員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合行に給照すべし。此の為に今、仁字第二十号半印勘るを恐る。合行に給照すべし。此の為に今、仁字第二十号半印勘るを恐る。合行に給照すべし。此の為に今、仁字第二十号半印勘るを恐る。合行に給照すべし。此の為に今、仁字第二十号半印勘るを恐る。合行に給照すべし。此の為に今、仁字第二十号半印勘るを恐る。合行に給照すべし。此の為に今、仁字第二十号半印勘るを恐る。合行に給照すべし。此の為に今、仁字第二十号半印勘の表述を得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計即

都通事一員 鄭子廉 水梢九名

火長一名 福多

右の執照は都通事鄭子廉等に付し、此れに准ぜしむ

崇禎二年(一六二九)三月初十日給す

執照

注*〔〇八-〇一〕を参照。

1-33-03

33 世子尚豊の、進貢のため正議大夫鄭俊等を遣わす執照

(二六三〇、一、一九)

に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる今、特に正議大夫・使者・通事等の官の鄭俊等を遣わし、咨を存じ表を齎しむ。船隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤を載運し、 「十二号半印勘合執照を給し、通事鄭子楽等に付し、収執して前京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官京に赴き進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官京に赴き進入。

計開 赴京の

母れ。

須らく執照に至るべき者なり。

正議大夫一員 鄭俊 人伴一十名

使者一員 馬如麟 人伴五名

通事一員 梁廷器 人伴四名

存留在船使者二員 毛纘賢 呉得栄 人伴四名

管船火長・直庫二名 葉茂 馬志存留在船通事一員 鄭子楽 人伴二名

梢水 共に六十名

附搭の土夏布二百匹